

ガス小売経過措置料金に係る 原価算定期間終了後の事後評価

第 1 0 回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2 0 2 1 年 1 1 月 1 5 日 (月)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について
2. 総評

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（1）

- 2017年4月のガス小売全面自由化後において、ガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則であるものの、事業者間の適正な競争関係が認められないこと等により使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合に、経済産業大臣が指定した供給区域等においては、経過措置として小売料金規制を存置することとされている。
 - － 現時点において、経過措置料金規制の対象となる旧一般ガスみなしガス小売事業者は7社（※）
- 旧一般ガスみなしガス小売事業者のガス小売経過措置料金については、ガス事業法に基づき、経済産業大臣が、原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認する事後評価を行うこととなっている。
 - － 京葉ガスなど経産局所管の事業者の事後評価については、経産大臣から供給区域を所管する経済産業局長に権限委任
- 今般、2021年11月1日付けで経済産業大臣及び経済産業局長から電力・ガス取引監視等委員会に対して、旧一般ガスみなしガス小売事業者7社のうち原価算定期間中の熱海ガスを除く6社のガス小売経過措置料金の事後評価について意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価をご確認いただきたい。

※旧一般ガスみなしガス小売事業者7社

＜本省所管＞ 東邦ガス

＜経産局所管＞ 京葉ガス、京和ガス、熱海ガス、日本ガス、河内長野ガス、南海ガス

（参考）河内長野ガスについては、2022年3月1日付けで指定旧供給区域等の指定が解除される予定

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（2）

- ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20170329 資第5号）第2（8）④に基づき、以下の基準に沿って確認を行うこととされているところ、事務局にて評価を行った結果はスライド6のとおり。

＜ステップ1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準

個社の規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者7社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認

＜ステップ2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）または事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認

⇒ 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、経済産業大臣が料金変更認可申請命令の発動の要否を検討

(参考 1) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、
＜ステップ 1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ 2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第 3 弾改正法附則第 2 2 条第 4 項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う（※ 1）。

※ 1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

＜ステップ 1＞ 規制部門のガス事業利益率による基準

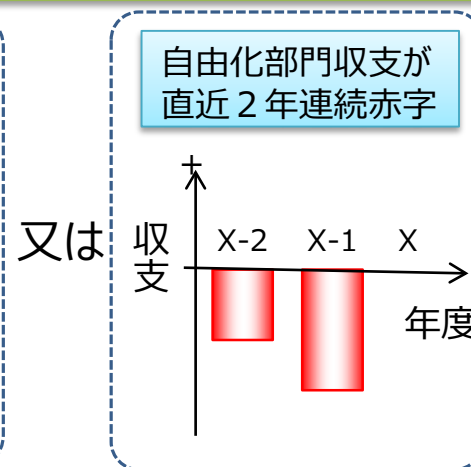
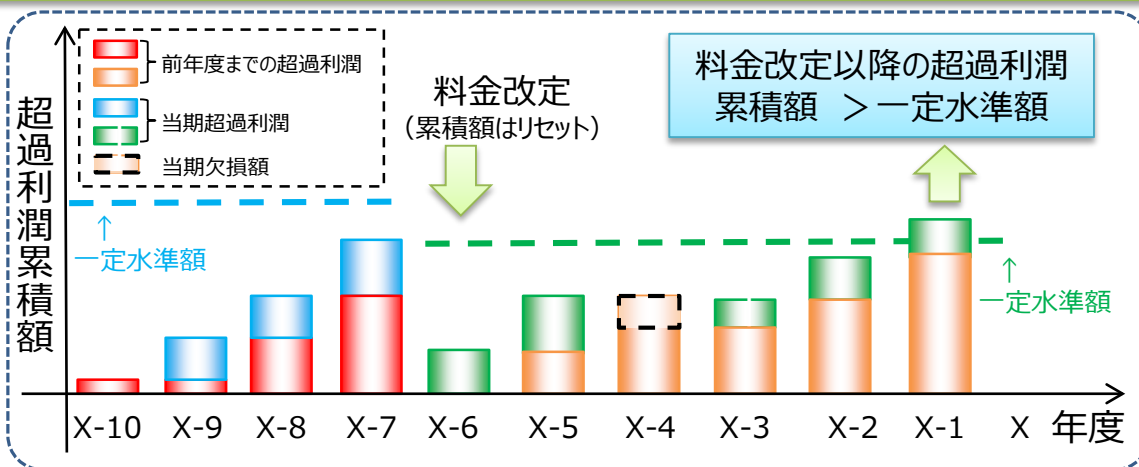
→ 規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近 3 カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者 7 社の過去 10 カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近 3 カ年度平均）
- ② 旧一般ガスみなしガス小売事業者 7 社の規制部門におけるガス事業利益率（過去 10 カ年度平均）

➤ ①＞②の場合→ステップ 2へ

＜ステップ 2＞ 規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

→ 前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去 5 年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近 2 年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



料金変更認可申請
命令発動

1. ガス小売経過措置料金の事後評価について（3）

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者 6 社（熱海ガス（※1）以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

※ 1：熱海ガスは、原価算定期間（2021年1月～2023年12月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		本省所管	経産局所管（各局で評価）					7社
		3月決算	1 2月決算		3月決算			
		東邦	京葉	京和	日本 （関東・南平 台地区）	河内 長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準							
	3カ年度平均 ① ※2	△7.1%	0.0%	4.0%	△14.1%	△1.8%	△0.9%	-
	7社10カ年度平均 ②							0.9%
	7社10カ年度の平均を上回っているか。（①>②か）	No	No	Yes	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準							
	2019年度末超過利潤累積額③	-	-	95	-	-	-	-
	2020年度超過利潤④	-	-	△3	-	-	-	-
	2020年度末超過利潤累積額⑤＝③＋④	-	-	92	-	-	-	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	-	※3 194	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。（⑤>⑥か）	-	-	No	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※4）による基準							
	2019年度⑦	-	-	+189	-	-	-	-
	2020年度⑧	-	-	+241	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。（⑦<0かつ⑧<0か）	-	-	No	-	-	-	-
評価 結果	変更認可申請命令の対象となるか。 （A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。）	No	No	No	No	No	No	-

※ 2：各年度の規制部門のガス事業利益率（％）の単純平均
※ 3：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を採用
※ 4：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

(参考 2) 各社概況 (東邦ガス)

<個別決算の概要－対前年比較> (単位：億円)

	2019年度	2020年度	差異
営業収益	3,730	3,398	※1 △ 332 (△8.9%)
営業費用	3,572	3,334	※2 △ 238 (△6.7%)
うち原材料費	1,711	1,282	△ 429 (△25.1%)
営業損益	157	64	△ 93 (△59.2%)
経常損益	208	127	△ 81 (△38.9%)
当期純損益	137	105	△ 32 (△23.4%)

● 個別決算・主な増減内容の説明

※1: 設備の稼働減などによりガス販売量が減少したことに加え、原料費調整制度による単価減となったことなどから売上高は前期比△8.9%減の3,398億円となった。

※2: ガス販売量の減少や原油価格の下落等を受けて原材料費が減少したことなどから、営業費用全体では前期比△6.7%減の3,334億円となった。

<部門別収支の概要－対前年比較> (単位：億円)

		2019年度	2020年度	差異
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	2,605	※1 2,185	△ 420 (△16.1%)
	営業損益	168	※1 120	△ 48 (△28.6%)
	当期純損益	157	135	△ 22 (△14.0%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	404	322	△ 81 (△20.0%)
	営業損益	△ 20	※1 △ 34	△ 14
	当期純損益	△ 12	※1 △ 21	△ 9
その他部門	営業収益	720	890	170 (+23.6%)
	営業損益	9	△ 21	△ 30
	当期純損益	△ 7	△ 9	△ 2

● 部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門（自由化部門）が120億円（利益）、指定旧供給区域等需要部門（規制部門）が△34億円（損失）となり、営業利益率は自由化部門が5.5%、規制部門が△10.5%となった。また、当期純損益は自由化部門が135億円（利益）、規制部門が△21億円（損失）となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較> (単位：億円)

	2015～2017年度 料金原価 (3か年平均)	2018～2020年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益（a）		366	
ガス事業営業費用（b）	907	393	△514
原材料費	334	86	△247
労務費	151	81	△70
修繕費	44	23	△21
消耗品費	22	12	△9
委託作業費	90	45	△45
租税課金	39	20	△18
需要開発費	40	17	△22
減価償却費	134	72	△62
その他経費	48	33	△14
差引額（a－b）		△26	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。
 料金原価の原価算定期間は、2015～2017年度の3事業年度。

(参考3) 各社概況（経産局所管 - ① 1 2月決算）

（単位：百万円）

	京葉			京和		
	2019年度	2020年度	差異	2019年度	2020年度	差異
個別決算（全社）の概要						
営業収益	91,466	85,133	△6,333 (△6.9%)	4,740	4,526	△214 (△4.5%)
営業費用	85,935	79,762	△6,173 (△7.2%)	4,429	4,166	△263 (△5.9%)
営業損益	5,530	5,370	△160 (△2.9%)	311	359	48 (15.4%)
経常損益	6,176	6,118	△58 (△0.9%)	351	387	36 (+10.3%)
当期純損益	4,382	4,421	39 (+0.9%)	243	268	25 (+10.3%)
部門別収支の概要						
一般需要部門（自由化部門）						
営業収益	※1			2,723	2,705	△18 (△0.7%)
営業損益				189	241	52 (+27.5%)
当期純損益				147	179	32 (+21.8%)
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）						
営業収益	22,179	18,587	△3,592 (△16.2%)	1,432	1,273	△159 (△11.1%)
営業損益	242	138	△104 (△43.0%)	47	37	△10 (△21.3%)
当期純損益	306	240	△66 (△21.6%)	43	32	△11 (△25.6%)
その他部門						
営業収益	※1			585	546	△39 (△6.7%)
営業損益				74	80	6 (8.1%)
当期純損益				52	56	4 (7.7%)

（出典：各事業者計算書類及び部門別収支に基づき当委員会事務局にて作成）

※1：「ガス料金情報公開ガイドライン」に基づき、部門別収支計算書を公表することにより、特定の需要家に係るガスの購入価額が一般に判明する場合その他当該特定の需要家の権利利益を害する恐れがあるものとして非公表としている。

(参考3) 各社概況（経産局所管－② 3月決算）

（単位：百万円）

	日本			河内長野			南海		
	2019年度	2020年度	差異	2019年度	2020年度	差異	2019年度	2020年度	差異
個別決算（全社）の概要									
営業収益	101,706	110,853	9,147 (+9.0%)	2,078	1,855	△223 (△10.7%)	452	446	△6 (△1.3%)
営業費用	94,271	102,044	7,773 (+8.2%)	2,022	1,856	△166 (△8.2%)	459	451	△8 (△1.7%)
営業損益	7,435	8,808	1,373 (+18.5%)	56	△1	△57	△6	△5	1
経常損益	8,472	10,538	2,066 (+24.4%)	71	14	△57 (△80.3%)	6	7	1 (16.7%)
当期純損益	5,624	7,762	2,138 (+38.0%)	48	9	△39 (△81.3%)	1	12	11 (+1100.0%)
部門別収支の概要									
一般需要部門（自由化部門）									
営業収益	12,347	12,162	△185 (△1.5%)	1,489	1,331	△158 (△10.6%)	74	79	5 (+6.8%)
営業損益	△233	686	919	59	16	△43 (△72.9%)	△1	△0	1
当期純損益	87	716	629 (+723.0%)	46	22	△24 (△52.2%)	△0	0	0
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）									
営業収益	30	27	△3 (△10.0%)	589	523	△66 (△11.2%)	378	366	△12 (△3.2%)
営業損益	△4	△4	0	△2	△18	△16	△5	△5	0
当期純損益	1	2	1 (+100.0%)	0	△14	△14	1	11	10 (+1000.0%)
その他部門									
営業収益	89,328	98,664	9,336 (+10.5%)	-	-	-	-	-	-
営業損益	7,673	8,126	453 (+5.9%)	-	-	-	-	-	-
当期純損益	5,535	7,043	1,508 (+27.2%)	0	1	1	-	-	-

（出典：各事業者計算書類及び部門別収支に基づき当委員会事務局にて作成）

2. 総評

（評価の結果）

- 審査基準のステップ1の「ガス事業利益率による基準」については、個社の直近3カ年度平均の利益率が7社10カ年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガスの1社であった。
- ただし、審査基準のステップ2の「超過利潤累積額による基準」又は「自由化部門の収支による基準」に照らすと、京和ガスは、2020年度末超過利潤累積額が一定水準額を下回っており、また、自由化部門の収支が直近2年連続で赤字とはなっていなかった。
- 上記より、原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者6社（熱海ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった旧一般ガスみなしガス小売事業者について、現行の料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。